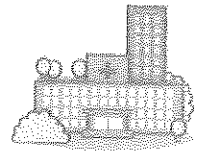


# 医療機関と事業承継



■片山総合法律事務所■ 弁護士 片山 卓朗

Vol. 20

— M&Aによる事業承継 —

## 医療法人の場合 (5)

前回までは、医療法人のM&Aの中の「事業譲渡による方法」について説明してきましたが、続いて「合併による方法」について説明致します。

医療法には、医療法人同士の合併の規定が設けられていますが、事業譲渡など他のM&Aの手続きについては規定がありません。このことからして、医療法上はM&Aの方法として合併による方法が最もふさわしいとの建前がとられているといえます。合併には、「吸収合併」と「新設合併」との2種類があります。吸収合併は、合併する医療法人のうち、存続する医療法人が解散する医療法人を吸収して合併する方法です。新設合併は、合併しようとする2つの医療法人がともに解散し、新たな医療法人を設立して合併する方法です。ここでは、吸収合併を前提に説明します。

合併とは、法人格と法人格が合体することですから、M&Aをする側を甲医療法人、される側を乙医療法人とした場合に、乙医療法人のすべての権利義務が無条件で甲医療法人に継承されることとなります。権利義務の帰属主体が、M&Aの前と後で同じであるという意味では、出資持分の譲渡によるM&Aの場合と同じです。したがって、M&Aをする前に乙医療法人の経営内容を十分に精査する必要があります。「出資持分の譲渡による場合」との大きな違いは、なんといっても、M&Aにより乙医療法人は消滅し、それまで乙医療法人が経営していた病院・診療所は甲医療法人の施設の一つとなることです。「出資持分の譲渡による場合」の場合のように、乙医療法人のために新たな理事長や理事、監事を選任する必要もありませんし、決算書も統合した一つの決算書で良いこととなります。経営の一体化という意味では、合併による方法

が一番良い方法といえると思います。

M&Aの手段として合併による方法をとった場合の問題点は、簿外負債や医療過誤など隠れた瑕疵を排除できないことのほか、スケジュールに柔軟性がないことが挙げられます。合併するには医療審議会の意見を聴く必要がありますが、医療審議会の開催時期は限られているのでM&Aのスケジュールがその点で制約されることとなります。なんらかの事情で、M&Aを急がなければならないような場合には適していません。

合併のための具体的な手続きの概要は次のとおりです。①代理人の選任、②秘密保持契約の締結、③基本合意書の取り交わし、④デューデリジェンスの実施などの点は、出資持分の譲渡の場合と同じです。

### ⑤合併契約の締結

合併の基本的な条件について協議した上で、甲医療法人と乙医療法人との間で合併契約を締結します。合併契約書には、合併をした後の役員構成や、合併比率など合併のための基本的な事項を定めた上、医療法に則って、甲医療法人と乙医療法人とがそれぞれ社員総会を開催する旨とその開催の大まかな予定などについても規定します。株式会社の合併の場合は、株式数の多寡が会社の支配権に直結することから、合併比率は合併をする際に非常に重要な決め事となりますが、医療法人の場合は、出資持分の多寡と経営に参加する権利である社員総会における議決権とは切断されています。したがって、医療法人の合併の場合における合併比率の問題は、経営支配の問題というより、課税の問題としての面が大きいといえます。